資　格

競争参加者の資格に関する公示

平成27・28年度において独立行政法人水産大学校における建設工事及び測量・建設コンサルタント等(以下「建設工事等」という。)に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、平成27・28年度建設工事等において、国又は国が所管する独立行政法人の競争契約の参加資格を有する者については、独立行政法人水産大学校の競争入札にも参加できるため、本公示に基づく申請の必要はありません。

平成26年12月22日

独立行政法人水産大学校
理事長　鷲尾　圭司

◎調達機関番号　532　◎所在地番号　35

1　資格の種類

⑴　建設工事

①土木一式工事　②建築一式工事　③大工工事　④左官工事　⑤とび・土工・コンクリート工事　⑥石工事　⑦屋根工事　⑧電気工事　⑨管工事　⑩タイル・れんが・ブロック工事　⑪鋼構造物工事　⑫鉄筋工事　⑬ほ装工事　⑭しゅんせつ工事　⑮板金工事　⑯ガラス工事　⑰塗装工事　⑱防水工事　⑲内装仕上工事　⑳機械器具設置工事　㉑熱絶縁工事　㉒電気通信工事　㉓造園工事　㉔さく井工事　㉕建具工事　㉖水道施設工事　㉗消防施設工事　㉘清掃施設工事

⑵　測量・建設コンサルタント等

①測量　②土地家屋調査　③建設コンサタント　④建築士事務所　⑤計量証明　⑥地質調査　⑦補償コンサルタント　⑧その他

2　申請の時期　平成27年２月２日から平成27年２月27日（土・日曜日及び休日を除く。）の９時から17時（12時から13時を除く。）なお、上記期間経過後も随時申請の受付を行うが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書類の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」は、下記の配布場所において、競争参加資格を得ようとする者に無料で配布する。また、インターネットの本校ホームページ（http://www.fish-u.ac.jp/nyusatu/sankasikaku/sankasikaku.html）にて申請書を出力することもできる。

〒759―6595 山口県下関市永田本町２―７―１　独立行政法人水産大学校総務部経理課施設係　電話083―286―5112

⑵　申請書類の提出方法　申請書は、上記⑴の場所に次の①から②の申請書等の関係書類を直接持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便）をすること。

①　建設工事について競争参加資格の申請を行う場合

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

イ　添付書類

(ｱ)　営業所一覧表

(ｲ)　総合評定値通知書等の写し

(ｳ)　納税証明書(国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３。以下同じ。)又はその写し

(ｴ)　共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

(ｵ)　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）

(ｶ)　申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類

(ｷ)　グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

(ｸ)　行政書士等の代理申請による場合には委任状

(ｹ)　使用印鑑届

②　測量・建設コンサルタント等について競争参加資格の申請を行う場合

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

イ　添付書類

(ｱ)　営業所一覧表

(ｲ)　財務諸表類

(ｳ)　登記事項証明書又は登記簿謄本（以下「登記事項証明書等」という。）(法人の場合）又はその写し

(ｴ)　登録証明書等（登録を受けている場合）

(ｵ)　納税証明書の写し

(ｶ)　行政書士等の代理申請による場合には委任状

(ｷ)　使用印鑑届

⑶　申請書等の作成に用いる言語

①　申請書及び財務諸表類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で申請のものは、日本語の訳文を付記、又は添付すること。

②　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4　競争参加資格を付与しない者

⑴　特別な理由があるものを除き、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。但し、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は除く。

⑵　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

⑶　数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体（共同企業体）であって、その構成員に前記⑴、⑵に該当する者を含む者。

5　競争参加者の資格及びその審査

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、建設工事を希望する者にあっては総合評定値通知書の総合評定値(P)を付与数値とし、測量・建設コンサルタント等を希望する者にあっては別記１の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

⑵　競争に参加できる者の資格は、前記⑴の合計点により別記２の区分に基づいて格付けする。

6　資格審査結果の通知　「資格確認通知書」により通知（郵送）する。

7　資格の有効期間　資格を付与されたときから平成29年３月31日までとする。

8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先及び資格審査に関する照会先　上記３⑴の配布場所。なお、名簿の閲覧にあっては、インターネットにより、本校ホームページ（http://www.fish-u.ac.jp/nyusatu/sankasikaku/sankasikaku.html）にアクセスし、閲覧することもできる。

9　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

⑴　今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に申請を行うこと。

⑵　また、平成27・28年度建設工事等に係る競争契約の参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）が更生手続等開始決定者となった時は、再度の競争参加資格の申請を行うことができる。

⑶　なお、更生手続等開始決定者であって、再度の競争参加資格の申請を行わないときは、競争参加資格が取り消される場合がある。

10　その他

⑴　有資格者による再度の申請　上記９⑵による更生手続等開始決定者となった者以外の有資格者は、再度、資格の有効期間が同じとなる申請を行うことはできない。

⑵　申請内容の変更　有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント）」に次に掲げる書類各１部（内容が鮮明であれば写しでも可）を添え、申請書を提出した上記３⑴の場所に速やかに提出すること。(変更届の入手方法は、申請書と同じ。)

①　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

ア　資格確認通知書（写）

イ　登記事項証明書（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）